

# 一般競争入札公告

令和5年1月27日  
埼玉県三郷市中央4丁目8番地4  
社会福祉法人 小嶋会  
理事長 晝間 章

小嶋園増床建替工事について、下記のとおり公告いたします。

## 1. 工事の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事名  | 小嶋園増床建替工事  |
| (2) 工事場所 | 埼玉県三郷市中央4丁目8番地4, 5, 6, 7, 14   |
| (3) 工事概要 | 敷地面積 4855.08 m <sup>2</sup><br>延べ面積 4255.67 m <sup>2</sup><br>建築面積 1640.67 m <sup>2</sup><br>構造 地上 3階建<br>1階及びELV、階段～鉄骨造、2・3階～木造 |
| 用途       | 児童福祉施設等（特別養護老人ホーム、小規模多機能）  |
| (4) 予定工期 | 着工日 2023年3月20日<br>工事完了日 2024年3月20日<br>※ 工事完了後、上記以降の工期で既存建物解体、及び外構工事までを含む   |

## 2. 入札方法等

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 入札方法   | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格   | 有（非公表） |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公表） |
| (4) 入札保証金  | 無      |

## 3. 入札申込参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業の許可を有すること。
- (6) 各都道府県の入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登録されている単体企業（共同企業体は不可）で、格付けが建築工事においてAランク以上であること、または木造耐火建築物の建設経験があること。
- (7) 直近の経営事項審査総合評点（P点）が895点以上であること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (9) 日本木造住宅産業協会の木造軸組み工法による耐火建築物設計マニュアル講習会（1時間耐火構造）の修了証の写しを、入札参加資格申請時に提出すること。
- (10) 日本木造住宅産業協会の木造軸組み工法による耐火建築物の施工実績が3件以上あり、現場代理人には経験者を常駐させられること。

#### 4. 入札参加資格申請

(1) 受付日時 公告日 令和 5年 1月 27日(金)から令和 5年 2月 3日(金) 16:00まで

#### (2) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格等確認申請書  
＜埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱様式第7号を準用する＞
- ② 一般競争入札参加資格等確認資料
- ③ 建設業許可の写し又は証明書
- ④ 会社案内・会社概要
- ⑤ 経営事項審査数値がわかる書類
- ⑥ 施行実績を証明できる書類  
申請に当たり、審査申請書会社名、所在地、担当者名、電話番号、FAX 番号と「入札参加希望」を明記の上、上記①から⑥の書類を下記申込書提出先にFAXで送信すること。なお、その後、原本は速やかに郵送すること。

※申込書類提出先 〒341-0038 埼玉県三郷市中央4丁目8番地4

社会福祉法人小嶋会 理事長 書間 章  
担当者 事務長 榊 順治  
TEL 048-952-0316  
FAX 048-953-8151  
Email [kobatoen@violin.ocn.ne.jp](mailto:kobatoen@violin.ocn.ne.jp)

※参加資格申請を FAX 送信した後は、受信の確認を電話にて必ず行うこと。

※入札参加資格審査の結果は、令和 5年 2月 10日 (金) 16時まで FAXで連絡をする。

入札参加資格がないと確認された業者には郵送する。

#### 5. 入札日程等

- (1) 図渡し予定日 令和 5年 2月 20日 (月) 17:00以降、メールにて配布  
(入札要項書、仕様書、図面、入札書、質疑書等)
- (2) 質問書受付締切日 令和 5年 2月 27日 (月) 12:00まで、メールにて受付  
質問回答日 令和 5年 3月 2日 (木) 17:00以降、メールにて配布  
※設計図書等に質疑がある場合には、上記小嶋園メールアドレスに送付すること。  
※質問回答は応札者全員にメールで連絡する。

- (3) 入札予定日 令和 5年 3月 15日 (水) 11時～  
場 所 入札会場名称 三郷中央におどりプラザ 3階 B会議室  
入札会場住所 〒341-0038 埼玉県三郷市中央1-14-2

#### 6. 落札者の決定事項

- (1) 発注者の定めた予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお最低価格の入札者が同額で2人以上いる場合はくじ引きで落札者を決定する。
- (2) 予定価格に達しない場合は、直ちに再度入札 (1回) を実施する。なお、再度入札では、前回入札で最低制限価格に満たない業者は参加できない。
- (3) 上記 (2) によっても落札者がいない場合は、最低価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする。(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
  - ① 随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
  - ② 入札にあたっての条件を変えることは認められないこと。
  - ③ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 初回入札に参加する企業が1社のみの場合、1回のみ入札を実施する。

## 7. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、当該入札に係る取引に課される消費税額を含む総額として算定します。この場合、予定価格の110分の100に相当する額を併せた金額をもって落札価格とする。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。なお、設計図書等を速やかに返却するものとする。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書、及び工事工程表を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後に提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ④ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 入札金額を訂正した入札書によるもの
    - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
    - エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
    - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
    - カ 入札に参加する資格のない者がしたもの
    - キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - ケ 二以上の入札書を提出した者がしたもの
    - コ 二以上の者の代理をした者がしたもの
  - ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 8. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第13条第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (8) 請負代金の支払時期に関しては、特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金等による交付時期を目安とし、入札説明書により別に定める通りとする。